

対象者・保険料減免期間詳細表

	対象者	詳細	保険料減免期間
①	全世帯	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した組合員世帯（主たる生計維持者が全国歯組合員または住民票上の世帯主でない場合も含む。）	12ヵ月間免除
②	全世帯	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った組合員世帯（主たる生計維持者が全国歯組合員または住民票上の世帯主でない場合も含む。）	12ヵ月間免除
③	開設又は管理者世帯	新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収入が申請時点で前年にくらべ、年間を通して50%以上減少する見込みである開設又は管理者の1種組合員及び後期高齢者組合員世帯	12ヵ月間免除
④	開設又は管理者世帯	新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収入が申請時点で前年にくらべ、年間を通して40%以上50%未満減少する見込みである開設又は管理者の1種組合員及び後期高齢者組合員世帯	9ヵ月間免除
⑤	開設又は管理者世帯	新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収入が申請時点で前年にくらべ、年間を通して30%以上40%未満減少する見込みである開設又は管理者の1種組合員及び後期高齢者組合員世帯	6ヵ月間免除
⑥	給与収入世帯	新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入が申請時点で前年にくらべ、年間を通して50%以上減少する見込みである組合員世帯	12ヵ月間免除
⑦	給与収入世帯	新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入が申請時点で前年にくらべ、年間を通して40%以上50%未満減少する見込みである組合員世帯	9ヵ月間免除
⑧	給与収入世帯	新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入が申請時点で前年にくらべ、30%以上40%未満減少する見込みである組合員世帯	6ヵ月間免除
⑨	開設又は管理者世帯	組合員、世帯員、同居する全国歯以外の保険者に加入する家族、全国歯以外の保険者に加入する従業員が新型コロナウイルスに感染し、連続で32日間以上医院を休診したことにより、事業収入が減少(30%未満)した組合員世帯	2ヵ月間免除
⑩	給与収入世帯	組合員、世帯員、同居する全国歯以外の保険者に加入する家族、全国歯以外の保険者に加入する従業員が新型コロナウイルスに感染し、連続で32日間以上医院を休職したことにより、給与収入が減少(30%未満)した組合員世帯	2ヵ月間免除
⑪	開設又は管理者世帯	組合員、世帯員、同居する全国歯以外の保険者に加入する家族、全国歯以外の保険者に加入する従業員が新型コロナウイルスに感染し、連続で10日～31日間医院を休診または休職したことにより、事業収入が減少(30%未満)した組合員世帯	1ヵ月間免除
⑫	給与収入世帯	組合員、世帯員、同居する全国歯以外の保険者に加入する家族、全国歯以外の保険者に加入する従業員が新型コロナウイルスに感染し、連続で10日～31日間医院を休職したことにより、給与収入が減少(30%未満)した組合員世帯	1ヵ月間免除
⑬	開設又は管理者世帯	感染予防の観点から事業主の判断で、連続で32日間以上終日休診したことにより、事業収入が減少(30%未満)した組合員世帯	2ヵ月間免除
⑭	給与収入世帯	感染予防の観点から事業主の判断で、連続で32日間以上終日休職したことにより、給与収入が減少(30%未満)した組合員世帯	2ヵ月間免除
⑮	開設又は管理者世帯	感染予防の観点から事業主の判断で、連続で10日～31日間終日休診したことにより、事業収入が減少(30%未満)した組合員世帯	1ヵ月間免除
⑯	給与収入世帯	感染予防の観点から事業主の判断で、連続で10日～31日間終日休職したことにより、給与収入が減少(30%未満)した組合員世帯	1ヵ月間免除

(注) ①～⑧は、令和2年4月からの保険料が減免の対象

⑨～⑯は、令和2年2月からの保険料が減免の対象